［削る。］	［削る。］	［削る。］
ロ　第七十六条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第七十六条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［略］	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。）から取り出されている場合を除く。）［イ～ヌ　略］	［略］	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
ル　第八十二条第三号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	［略］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）［イ～チ　略］	［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］

ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間
ニ　第七十六条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ホ　第七十六条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［同上］	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）［イ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときを除く。）［イ～チ　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	［同上］